

よこすか

第34号

## 消費生活レポート

## 今回の話題

占いサイトのトラブルにご注意を！  
占い師や鑑定士を名乗る者から次々とメッセージが届いてやめられない



全国の消費生活センターには、占いサイトやアプリに関する相談が年間 1,000 件以上寄せられており、2019 年度以降、増加しています。特に女性の相談が多く、8割が女性のトラブルです。

そこで今回は、占いサイト等に関する相談事例をご紹介しますとともに、トラブルを防ぐためのポイントをご説明します。

## 相談事例

## 【事例1】

スマートフォンで「無料鑑定」との広告を見て、占いサイトに生年月日を登録した。その後、鑑定士から「無料で鑑定する」とメッセージがあり、鑑定してもらうことにした。私を守ってくれる三つの「徳」である、「健康の徳」「人間関係の徳」「金運の徳」を授けてもらえるとのことだった。最初の二つの「徳」は早めに授かったが、「金運の徳」をなかなか授かることができず、無料鑑定期間を過ぎてやりとりを続けてしまった。毎日のようにコンビニエンスストアでプリペイド型電子マネーのギフトカードを買って、メッセージを送信するためのポイントを購入した。

お金の支払いが難しくなり、途中で鑑定をやめようとする、「今やめるとこれまでのやりとりのすべてが無駄になる、もう少しだ」と引き止められて続けてしまった。結局、4か月で300万円を支払ってしまい、「騙されているのではないか」と家族に言われて目が覚めた。返金してほしい。

## 【事例2】

スマートフォンで10分間無料という電話占いサイトに名前と生年月日を入力して会員登録した。電話で占い師に名前と生年月日を伝えて占ってもらった。途中で「あと1分で10分間が終了します」と音声アナウンスが流れたが、占い師が構わず話し続けたので、自分から電話を切ることができずに結局30分以上通話した。その後サイトから1万円以上の請求があった。私は無料時間分だけ利用するつもりだったので、高額な料金を請求されて驚いた。

インターネットでサイトについて検索すると、不審なサイトであるとの書き込みを見つけたが、支払わなければならないか。



### 【事例3】

SNSの広告で無料の占いサイトを知り、試してみたいと思ってクリックした。占いをするためには性別や生年月日のほか氏名を入力する必要があり、躊躇して途中で止めた。すると、名字だけの入力でもよいとのメッセージが届いたので、名字を入力し、送信したところ、「会員登録が完了しました」とメールが届いた。無料占いの結果を見たかっただけで、登録するつもりはなかった。怖くなり、そのサイトからのメールアドレスをブロックしたが、知らないサイトからのメールが数十件も届くようになった。携帯電話会社に相談すると無視するように言われたが、迷惑メールが多くて困っている。今後どうしたらよいか。

## アドバイス

1. インターネットの検索やSNS広告等で表示される「無料登録」「無料鑑定」「無料診断」などをうたう占いサイト等では、会員登録すると占い師や鑑定士を名乗る者からのメッセージが届き、有料のポイントが必要なメッセージのやりとりへ誘導される場合があります。また別の占いサイトや、知らないサイトからもたくさんの迷惑メールが届くようになることもあります。無料の占いだからといって気軽に氏名や生年月日、メールアドレス等の個人情報を入力しないようにしましょう。
2. 一度占いサイト等を利用すると、占い師や鑑定士を名乗る者から「あなたは金運を持っている」など、自分だけに向けられた言葉と思わせるメッセージが届くことがありますが、実際には同様のメッセージが多数の消費者に届いており、占いや鑑定と称したやりとりを通じて有料のポイントを消費させる手口となっています。占い師や鑑定士を名乗る者からのメッセージで金運や恋愛運等について良い言葉が書かれていても、安易に返信しないようにしましょう。
3. 占い師や鑑定士を名乗る者とのやりとりでは、消費者がやめたいと申し出ると「鑑定を最後まで受けないと不幸になる」「今やめるのはもったいない」など言葉巧みに引き止められることがあります。相手の言葉をうのみにせず、やりとりをきっぱりやめましょう。また、やりとりの内容は、トラブルになった場合に、支払った有料のポイント料金等の返金を求めるための証拠となります。占いサイト等を退会すると占い師や鑑定士を名乗る者とのメッセージのやりとりを確認できなくなる可能性があるため、スクリーンショット等をして保存しておきましょう。
4. 占いサイト等を利用して少しでも不審に思ったりトラブルに遭ったと感じた場合には、消費生活センターに相談しましょう。

出典：国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp/>

それって占い?! 占い師や鑑定士を名乗る者から次々とメッセージが届いてやめられない

-占いサイトのトラブルに注意- [http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20201126\\_1.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20201126_1.pdf)

イラスト提供：神奈川県 2013

### ■消費生活相談窓口（横須賀市消費生活センター）



- 電話 821-1314（相談専用電話）
- 相談受付時間 月曜日～金曜日 9:00～16:00  
（祝日、年末年始の休館日は除く）

※ 対象は横須賀市民のみです